



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年6月4日（金） 第9906号

目次

ページ

告 示

- 貸付金の元利償還金の収納事務の委託（児童福祉・青少年課） 2

公 告

- 土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課） 2
- 土地改良区の定款変更認可（同） 4
- 都市計画工業団地造成事業決定の県原案（都市計画課） 4
- 公聴会の開催（同） 5
- 都市計画区域区分変更の県原案（同） 5
- 公聴会の開催（同） 6
- 開発工事の完了（建築課） 7

入 札 公 告

- 一般競争入札の実施（交通規制課） 7

■ 告 示

◎群馬県告示第183号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり貸付金の元利償還金の収納事務を委託した。

令和3年6月4日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 委託を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の職及び氏名 東京都新宿区大久保一丁目3番21号新宿TXビル8階 オリファサービス債権回収株式会社 代表取締役社長 松浦 治
- 2 委託した事務の内容 群馬県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和57年群馬県規則第21号）に規定する貸付金のうち未収金の収納事務
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年6月4日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
大正用水	理 事	再 任	中澤孝	前橋市鳥取町318番地
	同	同	齋藤佐太夫	同 江木町984番地1
	同	同	高坂利信	同 荒子町487番地
	同	同	林弘藏	同 茂木町733番地
	同	同	飯島克也	伊勢崎市鹿島町297番地
	同	新 任	山田唯男	前橋市東大室町1155番地
	同	同	中澤好二	同 今井町499番地
	同	同	星野秀雄	同 粕川町深津1002番地3
	同	同	女屋政壽	伊勢崎市波志江町1400番地
	同	同	赤石治男	同 間野谷町682番地1
	同	同	織田篤	同 赤堀今井町一丁目198番地1
	同	同	井上誠	同 東小保方町947番地1
	同	同	諏訪映	同 国定町一丁目1140番地

	同	退任	菊地利治	前橋市西大室町2100番地3
	同	同	木暮利夫	同 新井町296番地1
	同	同	望月侃	同 粕川町深津528番地
	同	同	矢内秀春	伊勢崎市波志江町2584番地
	同	同	久保田壽一	同 香林町一丁目322番地1
	同	同	神沢喬	同 五目牛町438番地2
	同	同	萩原宏昌	同 東町2515番地4
	同	同	松原宣夫	同 国定町二丁目2075番地2
	監事	再任	柿沼宗平	前橋市富田町1044番地1
	同	新任	勝山栄	同 上泉町1751番地2
	同	同	竹澤昭光	伊勢崎市東小保方町3340番地1
	同	退任	岡田清明	前橋市亀泉町55番地
	同	同	吉田昌夫	伊勢崎市曲沢町68番地1
馬庭堰	理事	再任	諸岡和夫	高崎市吉井町岩井629番地1
	同	同	澁澤満男	同 吉井町小暮691番地
	同	同	浅野秀夫	同 吉井町馬庭17番地
	同	同	武井和行	同 同 64番地
	同	同	江原邦夫	同 同 284番地
	同	新任	山崎光雄	同 吉井町岩井518番地
	同	同	佐藤正司	同 吉井町小暮607番地
	同	同	樋口雅彦	同 吉井町馬庭832番地
	同	退任	吉田貞美	同 吉井町岩井501番地
	同	同	佐藤夏雄	同 吉井町小暮602番地3
	同	同	竹内和巳	同 吉井町馬庭105番地1
	監事	再任	三宿尋	同 吉井町岩井775番地
	同	新任	上原政幸	同 山名町1107番地
	同	同	安藤淳一	同 吉井町小暮231番地
	同	同	竹内和巳	同 吉井町馬庭105番地1
	同	退任	岩佐良則	同 吉井町小暮32番地
	同	同	樋口雅彦	同 吉井町馬庭832番地

板鼻堰	理事	再任	矢口富雄	高崎市八幡町552番地4
	同	同	渡邊宣明	同 同 635番地1
	同	同	峯岸徳孝	同 上豊岡町65番地1
	同	同	神子澤敏郎	同 下豊岡町1403番地
	同	同	中島良農夫	安中市板鼻3021番地3
	同	新任	小沢操三	高崎市鼻高町789番地
	同	同	眞下利夫	同 八幡町589番地2
	同	同	茂田晃弘	同 上豊岡町1029番地2
	同	同	松本祐二	安中市板鼻二丁目6番9号
	同	退任	田島祥行	高崎市藤塚町183番地1
	同	同	篠原孝	同 八幡町590番地
	同	同	浦野光司	同 中豊岡町32番地
	監事	再任	宮崎太吉	同 八幡町537番地
	同	新任	田島優	同 中豊岡町219番地2
	同	同	藤巻宣弘	安中市松井田町高梨子1318番地
同	退任	北島利行	高崎市上豊岡町940番地	
細野原	理事	新任	萩原健二	安中市松井田町土塩504番地3
	同	退任	武井秋次	同 同 483番地5

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により松義台地土地改良区の定款の変更を令和3年5月26日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年6月4日

群馬県知事 山本 一 太

前橋都市計画工業団地造成事業について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により決定するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和3年6月4日

群馬県知事 山本 一 太

前橋都市計画工業団地造成事業を次のように決定する。

- 1 都市計画工業団地造成事業 次の工業団地造成事業を決定する。  
駒寄スマートIC周辺地区工業団地造成事業 面積約20.9ha 前橋市池端町の一部

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、前橋都市計画工業団地造成事業に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和3年6月4日

群馬県知事 山本 一太

- 1 開催期日及び場所 令和3年6月30日（水）午後2時から 前橋市役所3階33会議室
- 2 作成しようとする都市計画の案 前橋都市計画工業団地造成事業の決定に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部前橋土木事務所及び前橋市都市計画部都市計画課において、令和3年6月4日（金）から同月18日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和3年6月18日（金）までに下記に到着するよう提出すること。  
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。  
なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部前橋土木事務所、前橋市都市計画部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654  
別記様式

前橋都市計画工業団地造成事業の決定（駒寄スマートIC周辺地区の決定）に関する公述申出書			
			年 月 日
群馬県知事 山本 一太 あて			
令和3年6月4日付け群馬県報に登載された前橋都市計画工業団地造成事業の決定に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。			
1	公述申出人	住所	電話番号
		氏名	年齢 職業
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）		
3	意見の要旨（別紙のとおり）		

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

前橋都市計画区域区分について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更す

るに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和3年6月4日

群馬県知事 山本 一太

前橋都市計画区域区分を次のように変更する。

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分 次の区域を新たに市街化区域に編入する。  
 駒寄スマートIC周辺地区 面積約20.9ha 前橋市池端町の一部
- 2 人口フレーム 人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

区 分 \ 年 次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	836.6千人	おおむね811.3千人
市街化区域内人口	571.1千人	※ おおむね562.9千人
配分する人口	—	おおむね548.8千人

※ 令和7年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、前橋都市計画区域区分に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和3年6月4日

群馬県知事 山本 一太

- 1 開催期日及び場所 令和3年6月30日（水）午後2時から 前橋市役所3階33会議室
- 2 作成しようとする都市計画の案 前橋都市計画区域区分の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部前橋土木事務所及び前橋市都市計画部都市計画課において、令和3年6月4日（金）から同月18日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和3年6月18日（金）までに下記に到着するよう提出すること。  
 〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。  
 なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部前橋土木事務所、前橋市都市計画部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654  
 別記様式

前橋都市計画区域区分の変更（駒寄スマートIC周辺地区の決定）に関する公述申出書 年 月 日
--

群馬県知事 山本 一太 あて

令和3年6月4日付け群馬県報に登載された前橋都市計画区域区分の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

1	公述申出人	住所	電話番号
		氏名	職業
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）		
3	意見の要旨（別紙のとおり）		

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和3年6月4日

群馬県知事 山本 一太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字下新田字九街北圃357-1、357-2、357-3、357-4、357-5、357-6、357-7、357-8、357-9、357-10、357-11、大字下新田339-5の一部、340の一部	東京都西東京市北原町三丁目2番22号 株式会社アーネストワン 代表取締役 松林重行
2	邑楽郡邑楽町大字鶴新田字内ノ原162-1、164-1	邑楽郡邑楽町大字篠塚1475番1 株式会社高堰組 代表取締役 高堰将徳

## ■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和3年6月4日

群馬県警察本部長 千代延 晃 平

### 1 調達内容

- (1) 入札件名及び数量 交通管制システム用イーサネットサービス提供 一式
- (2) 入札件名の特質等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 借入期間 令和4年3月1日から令和8年2月28日まで
- (4) 借入場所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部交通管制センターほか（詳細は、仕様書のとおり）
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金

額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者又は公告の日現在で資格者名簿に登載されていないが、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び規則第190条の2の規定により令和3年6月10日（木）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月24日（木）午後5時までに資格者名簿への登載を確認し、群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係にその旨の連絡をした者のうち、次に掲げる条件を満たしている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされている者（手続開始の決定後に、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 本件と同種の業務について実績がある者であること。
- (8) 24時間、365日の故障受付、故障対応等ができる十分な運用保守体制を整えられる者であること。
- (9) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定による事業の登録を受け、電気通信事業者登録簿に記載されている事業者又は同法第16条第1項の規定による届出をしている事業者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒371-8580 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話027-243-0110（内線2214～2216）
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
  - ア 交付期間 令和3年6月4日（金）から同月25日（金）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
  - イ 交付場所 上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札参加資格の確認 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を次により提出しなければならない。

なお、提出した書類に関して群馬県警察本部が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

また、入札参加資格確認結果は、令和3年7月1日（木）までに入札参加資格確認結果通知書で通知する。

  - ア 提出期限 令和3年6月25日（金）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
  - イ 提出方法 持参又は郵送とする。



なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「交通管制システム用イーサネットサービス提供入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年7月16日(金) 午前10時30分 群馬県警察本部庁舎地下1階入札室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月15日(木) 午後5時までに上記(1)の場所に群馬県警察本部警務部会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「交通管制システム用イーサネットサービス提供入札書在中」と朱書きすること。)

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Chiyonobu Kouhei, Chief of Gunma Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Providing Ethernet service offer for traffic control system, 1 set
- (3) Rental period: From March 1, 2022 through February 28, 2026
- (4) Delivery place: Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1, Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken
- (5) Time-limit for tender: July 16, 2021 at 10:30 a.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than July 15, 2021 at 5:00 p.m.)
- (6) Contact point for the notice: Finance Division, Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8580, Japan, TEL 027-243-0110(ext. 2214~2216)  
(Japanese language only)

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---